



# 受験料を補助します

## 大学・短大・専門学校

### 対象児童

平成17年4月2日～平成18年4月1日生

※保護者が県内在住であること

### 成績要件

高等学校等における全履修科目評定平均値 5段階評価 3.5以上相当  
又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者

### 補助金額

受験料の実費 1人当たり **3万5千円（上限）**

※振込等手数料は除きます

### 対象児童の 保護者世帯 経済的要件

①～③のうち、いずれか1つに該当

- ①児童扶養手当受給世帯
- ②住民税（均等割）非課税世帯
- ③家計が急変し①②と同様の所得水準世帯

### 必要書類

- 受験料の振込を証明する書類
- 所得要件の証明（いずれか1つ）  
児童扶養手当証書の写し、自治体が発行する所得・課税証明書の写し（世帯全員分）、家計が急変したことの証明（直近1か月分の給与明細書等）
- 学校が発行する成績証明書等（通知表は不可）
- 申請者名義の預金通帳の金融機関、支店名、口座番号、口座名義が分かる部分の写し

### 申請方法

申請フォームからお申込みください。

<https://pro.form-mailer.jp/lp/97b1ab5f258219>

※フォームからの申込が難しい方は、山口県母子・父子福祉センターへお問い合わせください。

お申込みはこちらから



### 申請期間

**令和5年1月1日～令和6年3月14日**

【お問い合わせ先】 山口県母子・父子福祉センター

TEL 083-923-2490 FAX 083-923-2499 E-Mail [y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp](mailto:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp)

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目1-1 山口県総合保健会館2階

この事業は、株式会社創舎（本社：宇部市）様、株式会社オータニホールディングス（本社：宇部市）様等の御寄附により実施しています。

## よくあるご質問

Q1 どのような人が補助金を申請できますか。

A1 対象児童は、令和5年度末までに18歳になる方で、成績要件を満たしている方、申請者は対象児童の保護者で、経済的要件を満たし県内在住の方となっています。  
対象児童が県外に居住しており、別居で監護している場合も申請可能です。

Q2 受験先はどこでもいいのでしょうか。

A2 文部科学省の「修学支援新制度」の対象機関リストに掲載されている全国の大学・短期大学・専修学校等となります。

詳しくは、文部科学省のホームページをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm)



Q3 受験料と併せて支払った手数料は対象となりますか。

A3 振込手数料や大学入学共通テスト成績通知手数料等の手数料は対象外となります。

Q4 受験料が3万5千円もかかっていないのですが、申請は1回だけですか。

A4 補助する額は、受験料の実費(円単位)となります。1回の受験料が3万5千円未満であれば、上限3万5千円に達するまで複数回申請できます。また、1回でまとめて申請することも可能です。

Q5 申請するには、どうしたらいいのですか。

A5 原則、ホームページの申請フォームからオンライン申請となります。添付書類はスマートフォンなどで撮影した写真データ(文字が判別できるよう撮影したもの)を送信してください。ただし、オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。

Q6 申請してからどのくらいで入金されますか。

A6 申請内容の審査後、交付決定を行います。概ね1~2か月後の入金となります。

## 申請時の注意点

・受験料の振込を証明する書類は、受験校名・受験料の額・受験者名(または支払者名)及び領収の旨が明記されているものを添付してください。

・成績要件が該当すること(全履修科目評定平均値 3.5 以上)を学校発行の成績証明書等で確認のうえ申請してください。

詳しい内容は、「山口県母子・父子福祉センター」にお問い合わせください。

※当センターは、就業、養育費、離婚など、ひとり親家庭の父母等が抱えている様々な悩みについて、相談対応している公の施設です。

